

大田市告示第96号

大田市公共工事に対する前金払実施要綱（平成19年大田市告示第42号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月14日

大田市長 楫野弘和

第5条に次の1項を加える。

- 2 請負業者は、前項の規定による保証証書及びその写しの提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負業者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。